

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱

昭和63年3月24日熊本県告示第243号
(最終改正 令和3年6月25日熊本県告示第572号)

(目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年条例第23号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、熊本県知事が行う大気の汚染に係る緊急時の措置について、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(光化学スモッグ)

第2条 光化学オキシダントを原因として発生する光化学スモッグによる大気汚染に係る緊急時の措置については、第13条に定めるものを除き、別に定める。

(測定)

第3条 硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素（以下「大気汚染物質」という。）の大気中における含有率の一時間値（以下「濃度」という。）の算定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）第18条の規定による。

2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局（以下「測定局」という。）によって行う。

(気象情報の収集)

第4条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

(注意報等の発令)

第5条 大気汚染物質の濃度が別表1の発令基準に達した場合であって、気象条件等から見て当該状態が継続すると認められるときは、当該欄に対応する発令呼称の欄に掲げる注意報又は警報（以下「注意報等」という。）を発令する。

2 発令地域は別表2のとおりとする。

(特定工場)

第6条 この要綱において「特定工場」とは、ばい煙発生施設（法第2条第2項又は条例第7条第2号に規定する施設をいう。）から排出される硫黄酸化物の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上となる工場又は事業場で、別表2に掲げる発令地域に立地しているものをいう。

(注意報等発令時の措置)

第7条 注意報等の発令時の措置は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、大気汚染物質の発生源が特定される場合には、当該発生源である工場又は自動車に対するいずれかの措置のみを行うことができる。

(注意報等の解除)

第8条 第5条に定める注意報等が発令した後、大気汚染物質の濃度が別表1の発令基準を下回った場合において、気象条件等から見て濃度が更に減少すると認められるときは、当該注意報

等を解除し、又は変更する。

(周知等の方法)

第9条 第5条に定める発令及び前条に定める解除を行ったときは、速やかに当該地域の県民及び特定工場等に対し、次の事項をテレビ、ラジオ、インターネット、電子メール等により周知する。

- (1) 発令呼称
 - (2) 発令地域
 - (3) 発令(解除)時刻
 - (4) 措置内容
 - (5) 大気汚染の状況
- 2 注意報等を発令した場合は、発令地域の県民等に対して、必要に応じて屋外活動の自粛を要請する。
- 3 前2項の措置をとるに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。
- 4 硫黄酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては、熊本県公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

(ばい煙量の減少計画書の提出)

第10条 特定工場に対する緊急時の措置をとるに当たっては、あらかじめばい煙量等の減少のための措置に関する計画を届け出るよう協力を求める。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

(立入検査)

第11条 硫黄酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報を発令したときは、特定工場が行うばい煙量の減少措置の実施状況を確認するため、その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させることができる。

(相談窓口の設置)

第12条 注意報等を発令した場合は、大気汚染物質による健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。

(連絡会議)

第13条 緊急時の措置を円滑かつ効果的に実施するために、市町村、関係機関等で構成する熊本県大気汚染緊急時対策連絡会議を開催する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 熊本県(荒尾、熊本、八代、田浦、水俣各地区)大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和49年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 注意報等の発令基準及び措置（第5条、第7条、第8条関係）

発令呼称		発令基準	措 置
硫黄酸化物	注意報	(1) 1測定局において、大気中の硫黄酸化物濃度の1時間値（以下「SOx値」という。）が0.1ppm以上で2時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.2ppm以上となったとき。	特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量（通常の排出量。以下同じ。）の20%削減協力要請
	スモッグ第1警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.2ppm以上で3時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.3ppm以上で2時間以上継続したとき。 (3) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上となったとき。 (4) 1測定局においてSOx値の48時間平均値が0.15ppm以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の20%削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ第2警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上で2時間継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値の48時間平均値が0.2ppm以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の50%削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ第3警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上で3時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.7ppm以上で2時間以上継続したとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の80%削減命令 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
浮遊粒子状物質	注意報	1測定局において、大気中の浮遊粒子状物質濃度の1時間値（以下「SPM値」という。）が2.0mg/m ³ 以上で2時間以上継続したとき	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量（通常の使用量。以下同じ。）の20%削減要請
	警報	1測定局においてSPM値が3.0mg/m ³ 以上で3時間以上継続したとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の40%削減命令
一酸化炭素	注意報	1測定局において、大気中の一酸化炭素濃度の1時間値（以下「CO値」という。）が30ppm以上になったとき。	自動車運行の自粛要請
	警報	1測定局においてCO値が50ppm以上になったとき。	自動車運行の自粛要請
二酸化窒素	注意報	1測定局において、大気中の二酸化窒素濃度の1時間値（以下「NO ₂ 値」という。）が0.5ppm以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の20%削減要請
	警報	1測定局においてNO ₂ 値が1ppm以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の40%削減命令

別表2 発令地域及び測定局等一覧（第5条、第6条関係）

発令地域	測定局	所管
荒尾市	荒尾運動公園	県
玉名市	有明保健所	県
山鹿市	山鹿健康福祉センター	県
菊池市	菊池市役所	県
熊本市	京町	熊本市
	秋津	〃
	中島	〃
	城南町	〃
	楡木	〃
	北区役所	〃
	水道町自動車排ガス測定局 神水本町自動車排ガス測定局	〃 〃
益城町	益城町保健福祉センター	県
宇土市	宇土運動公園	県
八代市	八代東高校	県
	八代八千把	〃
	八代自動車排ガス測定局	〃
芦北町	小田浦公民館	県
水俣市	水俣保健所	県
人吉市	人吉保健所	県
天草市	天草保健所	県
	五和手野	〃
	天草高浜	〃
	本渡宮地岳	九電
	天草下田	〃
	新和小宮地	〃
	河浦	〃
苓北町	苓北志岐	県
	苓北坂瀬川	九電
	苓北都呂々	〃
	苓北木場	〃

備考 九電は、九州電力株式会社を表す。

